

二部地区活性化推進機構規約

愛称 野上川の風

第1章

第1条（目的）

二部地区活性化推進機構（以下、「本会」という。）は、住民相互の連帯と自主性を基本として、地域の活性化と発展を図り、民主的で明るい地域づくりを目的とする。

第2条（名称及び愛称）

本会の名称は二部地区活性化推進機構と称するが、別途地域住民の応募などにより適切な愛称を付することができるものとする。

第3条（事務局）

本会の事務局は、二部公民館に置く。

第4条（事業）

本会の事業は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域の産業振興にかかわること
- (2) 地域の環境保全にかかわること
- (3) 地域の教育文化の向上にかかわること
- (4) 地域住民の健康増進及びスポーツ振興にかかわること
- (5) 地域住民の福祉向上にかかわること
- (6) その他目的達成に必要なこと

第2章

第5条（会員）

本会は二部地区住民の全員を会員とする。

第6条（部会）

本会の事業遂行にあたり次の部会を設け、企画ならびに推進にあたる。なお、必要に応じて特定の目的をもった特別部会を設置することができる。

- (1) 総務部会
- (2) 産業振興部会
- (3) 住みよい環境部会
- (4) 趣味と生きがい部会
- (5) 健康スポーツ部会
- (6) 福祉ボランティア部会
- (7) ファンクラブ部会

第7条（役員）

本会に次の各号の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 監事 2名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 書記会計 若干名
- (6) 部会長 7名
- (7) 副部会長 7名

第8条（委員）

本会の委員は、次の各号の団体等に所属し二部地区に関係する者（以下、「各団体」とい

う。)及び学識経験者、その他本会委員会で認めたものをもって組織する。

- (1) 部落推薦委員
- (2) 町議会議員
- (3) 農業委員
- (4) J A役員
- (5) 教育委員
- (6) 森林組合役員
- (7) 児童民生委員
- (8) 商工会役員
- (9) 保小中保護者
- (10) 地域女性組織
- (11) 社会福祉協議会役員
- (12) J A生産部
- (13) 青年
- (14) 老人クラブ

2 本会の委員会は、次の各号の委員をもって構成する。なお、部落推薦委員は別表により選任する。

- (1) 前項第1号 58名以内
- (2) 前項第2号～第14号の各号 6名以内
- (3) 学識経験者
- (4) その他本会委員会で認めたもの

第9条 (役員を選任)

本会の会長、副会長、監事は委員の中から委員総会で選任し、事務局長、部会長、副部会長、書記会計は委員総会の同意を得て、会長がこれを委嘱する。

第10条 (役員及び委員の任務)

本会の役員及び委員の任務は、次の各号とする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、会長より委任された事務の執行にあたる。
- (4) 書記会計は、事務局長の指示により、事務及び会計処理を行う。
- (5) 監事は、本会の会計及び業務の執行状況を監査し、委員総会に報告する。
- (6) 委員は、役員会より提出された会務の審議を行う。

第11条 (任期)

役員及び委員の任期は2ヵ年とし、再任を妨げない。但し、任期途中で役員及び委員が交替した場合は、前任者の残存期間とする。

第12条 (顧問)

本会に顧問を置くことができる。但し、顧問の委嘱は委員総会の同意を得て会長が行う。

2 顧問は、役員会又は部会に出席し、意見や助言を述べることができる。

第3章 会議

第13条 (会議)

本会に次の各号の会議を置く。

- (1) 委員総会
- (2) 役員会
- (3) 四役会

(4) 部会

2 会議の招集は、次の各号とする。

(1) 前項第1～3号 会長が招集

(2) 前項第4号 会長又は部会長が招集

第14条 (委員総会)

委員総会は、委員をもって構成し、会の決議機関として毎年1回開催する。また、必要に応じて臨時委員総会を開くことができる。

2 委員総会は、委任状を含めて、過半数の出席で成立する。

3 委員総会の議長は、委員の中から選出し、議事は出席者の過半数で決定する。

4 委員総会に付議する事項は、次のとおりとする。

(1) 事業報告、決算の承認

(2) 事業計画、予算案の審議承認

(3) 規約の変更

(4) その他主要事項

第15条 (役員会)

役員会は、必要に応じて開き、本会の事業執行にあたる。

第16条 (四役会)

緊急を要し、役員会を招集する時間的余裕がない場合は、会長、副会長、事務局長及び当該部会長により四役会を開催し、本会の事業執行にあたることができる。この場合、次の役員会で報告するものとする。

第17条 (部会)

部会は部会長、副部会長及び部会長が委嘱する部会員若干名をもって構成し、事業の具体的計画を協議し推進する。

第4章 会計

第18条 (会費)

本会の経費は、会費、助成金、寄付金等の収入をもってこれにあてる。但し、会費の額及び徴収方法は、委員総会で決定する。

第19条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

附 則

この規約は平成24年6月10日より施行する。

附 則

この規約は平成20年6月1日より施行する。

附 則

この規約は平成11年4月18日より施行する。

別表(第8条関係)
部落推薦委員

部落名	推薦委員数	備考
間地	2名	<p>各部落からの推薦委員は、男女各1名とする。</p> <p>ただし、世帯数が10世帯未満の部落、または会長が特に認める部落については、部落推薦委員を男又は女の1名としても差し支えない。</p>
二部第一	2名	
二部中町	2名	
二部中央	2名	
二部第二	2名	
二部第三	2名	
森脇	2名	
畑池中央	2名	
東畑池	2名	
池田	2名	
郷原	2名	
下代	2名	
上谷	2名	
福岡中央	2名	
福岡三区	2名	
焼杉	2名	
上の名	2名	
須鎌	2名	
藤屋	2名	
船越	2名	
福吉	2名	
福島	2名	
三部一区	2名	
三部二区1	2名	
三部二区2	2名	
三部二区3	2名	
三部二区5	2名	
三部二区6	2名	
三部佳住	2名	
合計	58名	